

## 図書館貴重図書利用要項

制 定 平成27年2月25日

最終改正 令和5年7月1日

図書館管理委員会決定

(趣旨)

第1条 この要項は、和歌山大学教育機構学術情報センター図書館貴重図書取扱規程に基づき、和歌山大学教育機構学術情報センター図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する貴重図書の利用について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 貴重図書の利用とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 閲覧 貴重図書を見ること。複製資料がない場合、又はやむを得ない事由がある場合に限る。
- (2) 掲載 貴重図書を出版物等に掲載すること。
- (3) 映像撮影 貴重図書を映像に記録すること。
- (4) 貸付 貴重図書を展示目的のために貸し出すこと。

(許可の申請)

第3条 貴重図書の利用を希望する者は、利用目的に応じて次に掲げる許可願（申請書）を館長に提出し、許可を得なければならない。

- (1) 閲覧 貴重図書閲覧許可願（様式1）
- (2) 掲載 貴重図書掲載許可願（様式2-1, 2-2）
- (3) 映像撮影 貴重図書映像撮影許可願（様式3）
- (4) 貸付 貴重図書貸付許可願（様式4）

2 前項の許可の申請において、その貴重図書に著作権者、所有者その他これらに類する者（以下「著作権者等」という。）があるものは、当該著作権者等の同意を得ていることを示す書面を添付しなければならない。

(許可の条件)

第4条 館長は、前条の許可を行う場合には、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 貴重図書の利用に際しては、図書館職員の指示に従うこと。
- (2) 許可された目的以外に使用しないこと。許可された目的以外に使用したことにより、損害を与えたときは、当該損害の額に相当する金額を弁償すること。
- (3) 貴重図書を掲載し、又は収録等する場合は、「和歌山大学図書館所蔵」の旨を明記すること。
- (4) 貴重図書を掲載したものを刊行物として発行したときは、当該刊行物1部を図書館に寄贈すること。
- (5) 掲載を希望する貴重図書のマイクロフィルム、デジタルデータ等を図書館が所有しない場合は、許可を受けた者の負担で図書館の許可を得た専門業者により写真撮影し、当

該デジタルデータを図書館に寄贈すること。ただし、館長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

2 館長は、前項に掲げる条件のほか、必要と認める条件を付することができる。

(遵守事項)

第5条 貴重図書の利用に当たっては、これを亡失し、又は損傷することのないよう、善良な管理に努めなければならない。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、貴重図書の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年12月25日より施行する。

附 則

この改正要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正要項は、令和5年7月1日から施行する。